珠洲市監査公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定により、令和3年度における財政援助団体等の 監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

令和4年1月18日

珠洲市監査委員 田 畠 邦 章 珠洲市監査委員 三 盃 三千三

1 監査の対象

令和2年度に財政的援助を行った団体等(指定管理団体含む)のうち、次の団体等について実施した。

- (1) 珠洲市住宅耐震改修工事費補助金 (野々江町 個人 外1名) …… 3,936,000 円
- (2) 多面的機能直接支払交付金(珠洲市広域協定活動組織 外15組織)

…… 29,011,120 円

(3) 珠洲市プレミアム付共通商品券発行事業費補助金(珠洲商工会議所)

…… 75,000,000 円

(4) 珠洲市バイオマスタウン推進支援補助金(株式会社 アメニティ)

……… 1,584,000 円

2 監査を執行した委員

田島邦章

三 盃 三千三

- 3 監査の期間
 - (1) 書類等審査 令和3年12月1日(水)~12月13日(月)
 - (2) 監 查 令和3年12月14日(火)

4 監查事項

- (1) 補助事業等の計画と実績
- (2)補助金等の経理状況
- (3) 関係諸帳簿の整理保管状況
- (4)補助事業等の効果
- (5) その他

5 監査の方法

110件の補助金等に係る交付事務の執行について、所管課から財政援助団体等に関する調書の提出を求め、その中から監査対象4件を抽出した。

監査対象団体等に出向き、所管課職員立会いのもと、団体等関係者から事業の運用について説明を聴取したほか、所管課長又は担当職員から補助金等の目的や事業内容等について関係書類に基づき説明を聴取し監査を行った。

6 監査の結果

財政援助団体等に対する補助金等に係る交付事務は、概ね適正に執行されていると 認められた。